

I 認定こども園かおり幼稚園 重要事項説明

園児の教育・保育の提供の開始にあたり、以下のとおり説明します。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 鮎川学園
所 在 地	甲斐市篠原 1087 番地
電 話 番 号	055-276-2500
代表者氏名	理事長 鮎川 庄司

2 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 かおり幼稚園
施設の所在地	甲斐市篠原 1087
連 絡 先	電話番号 055-276-2500 FAX 055-376-3668
管 理 者	園長 鮎川 剛
対 象 児 童	学校教育法・児童福祉法及び認定こども園法の定めるところにより、幼児教育を希望、または保育を必要とする小学校就学前の子ども
利 用 定 員	満3歳以上の園児（1号認定 180名 2号認定 66名） 合計 246人 満1歳以上満3歳未満の園児（3号認定子ども） 33人 満1歳未満の園児（3号認定子ども） 6人
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	1921051000012

3 サービスの目的・運営方針

本認定こども園は、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）及び児童福祉法に従って幼児を教育・保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とします。

4 当園における施設・設備等の概要

4-1 施 設

敷 地	敷地全体	7593 m ²
	園庭	2853 m ²
園舎 1	構造	鉄骨 2 階建て
	延べ床面積	1305 m ²
園舎 2	構 造	木造平屋
	延べ面積	265.95 m ²

4-2 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	10 室	2 才児室-1 室 3 才児室-3 室 4 才児室-3 室 5 才児室-3 室
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
図書室	1 室	
保健室	2 室	
職員室	2 室	
会議室	1 室	
プール	1	屋根付き 3 才児以上のみ使用
ビオトープ	1	
畑	1	野菜の栽培など

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	29	25	4	
栄養士	1			委託
調理員	2			委託

当園では、「山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 21 日 山梨県条例第 68 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：15～17：00）
副園長	正規の勤務時間帯（9：00～15：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）ローテーション
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）ローテーション
栄養士	
調理員	

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日 ※認定区分の違いにより開園日が違います。

6-1 開園日・休園日についての基本的な考え方

幼児教育を希望する1号認定子どもについては、夏休み、冬休み等の長期休業があります。長期休業中、はクラス単位の活動は行わず、希望者のみ預かり保育を実施します。また、保育を必要とする2号認定子ども3号認定子どもについては夏休み等の長期休業は設定されていません。土曜日保育については、保育を必要とする証明が必要となります。

6-2 1号認定における開園日

39週以上の教育週数を確保した上で、以下の休園日を除く日が開園日となります。

土曜日、日曜日、祝祭日、夏期休業（7月25日から8月31日まで）冬期休業（12月25日から1月9日）春期休業（3月25日から4月5日）開園記念日、その他臨時に園長が必要と認める日及び休日の代替日

6-3 2号・3号認定における開園日

以下の休園日を除く日が開園日となります。また、土曜日の保育を希望する場合は「保育を必要とする証明」（父親及び母親）が必要となります。

年末年始、日曜、祝祭日、臨時に園長が必要と認める日

6-4 慣らし保育について

新入園の際、急激な環境変化による園児の負担を軽減するため慣らし保育を実施致します。

7 教育・保育を提供する時間 ※認定区分により教育・保育を提供する時間が異なります。

<認定区分の違いによる保育時間の一覧>

	7:30	8:00	10:00		14:30	16:00	19:00
	延長保育	登園時間	全体保育	降園時間	預かり/延長		
1号認定	延長保育 ←-----→	送迎 ←-----→	教育時間 ←=====→	送迎 ←-----→	預かり保育 ←-----→		
2・3号認定 (8時間)	延長保育 ←-----→	←=====→	教育・保育時間 ←=====→		延長保育 ←-----→		
2・3号認定 (11時間)	延長保育 ←-----→	←=====→	教育・保育時間 ←=====→				

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府 文部科学省 厚生労働省 告示第一号）を踏まえ、本園の建学精神に基づく幼児教育の理想の実現をめざし、良質な幼児教育・保育の提供を行います。

8-1 教育目標

大切な子どもを太陽と緑と風の中でのびのびと遊ばせながら、こんな子どもに育てること

- ① バイタリティのある子どもに
- ② 創造するよろこびをもつ子どもに
- ③ 自然に親しみ、観察し、大切にすること子どもに
- ④ 社会集団の一員として協調し、積極的に推進すること子どもに
- ⑤ できる限りの努力を惜しまない子どもに
- ⑥ 知識の吸収に意欲を持つ子どもに
- ⑦ 心豊かな子どもに

8-2 教育方針

上記の教育目標を達成するために次のような方針で教育活動を展開しています。

① のびのびとした芽生えを引き出すため子どもへの規制は最小限にとどめています。

かおり幼稚園では、子どもの自主性を尊重し、規制は必要最小限にとどめています。それは出てこようとする柔らかな自主性の芽を押さえ込まないようにするために、職員は子どもたちの自主性を伸ばすよう注意深く子どもに接しています。その結果として園児は、自主的に、また積極的に活動することができます。

② 自然に親しみ、これを大切にするような活動を積極的に展開しています。

広大な園庭には、様々な樹木が配されており、またメダカや水生昆虫の住むことが出来るピオトープの池があります。子どもたちは手近に昆虫や小動物に触れることにより、自然と接し、自然から多くのことを学んでいます。また、専用農場にて野菜の栽培を積極的に行っています。自分達を作り、収穫した野菜を食すを通じ、食物を大切にすることを培っています。

③ 手づくりを尊重しています。

創造・創作の喜びや、それが役立つことの喜びを知ると共に創造能力の発達を促すために「手づくり」を尊重しています。「手づくり」の物は見た目には体裁が悪いために失望を覚える保護者もいるかもしれませんが、出来上がるまでの創意・工夫そして努力が尊いのです。従って、結果に至るまでに十分な創意・工夫・努力があれば、活動目標は達成されたものと評価しています。

8-3 特別教室について（希望者のみ）

子どもの体力向上や将来豊かな趣味をもてることを目標に特別教室を設置しております。「子どもの正常な成長の妨げとなる心配の少ないもの」「子ども自身の希望を最優先すること」を基本原則に、専門講師・専門施設に委託して実施しています。年中児以上の希望者を対象とした特別教室を実施しています。尚、特別教室については別途料金が発生致します。

8-4 通園バス送迎（希望者のみ）

通園バスによる送迎を行います。また、通園バス利用にあたっては別途通園バス利用料が発生します。尚、3才未満児は利用不可です。

8-5 食事の提供

基本的に週5日の給食の提供を行います。希望によって週3回（月・水・金）も選択可能です。また、3才以上児の1号認定・2号認定においては月に1日お弁当の日を設けます。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		12時頃	16時頃	
4歳児		12時頃	16時頃	
5歳児		12時頃	16時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

8-6 預かり保育について

通常の保育時間外に預かり保育を実施致します。預かり保育料は認定区分の違いにより異なります。尚、4時以降在園している園児については、保護者の要請の有無にかかわらず、預かり保育利用となります。また、土曜日の保育を希望する場合は「保育を必要とする証明」（父親及び母親）が必要となります。

9 諸費用

9-1 認定区分により、保育料に含まれるものが違います。詳しくは以下の表を参照下さい

-----認定区分による保育料等の一覧表-----

	保育料	給食・おやつ代	施設設備費	通園バス	教材費	預かり早朝	預かり夏・冬休	預かり土曜	預かり4時以降
1号認定	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
2号8時間	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●
2号11時間	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	☆
3号8時間	○	○	●	不可	●	●	○	○	●
3号11時間	○	○	●	不可	●	●	○	○	○

○保育料に含まれる ☆無償化対象 ●保育料に含まれない（別途徴収）

9-2 諸費用の説明

(1) 保育料（施設型給付保護者負担額）

- ・3歳以上児については保育料無償となります。
- ・3歳未満児については在住する市町村が定める保育料を月毎に徴収します。

(2) 給食・おやつ代

- ・3歳以上児については実費にて徴収します。（週5回、3回選択可能）
- ・3歳未満児については、費用負担はありません

(3) 施設設備費

園舎の減価償却や借入金の返済に充当します。

全ての在園児において月額 2000 円徴収致します。

(4) 通園バス利用料

通園バスを利用する場合、月額料金（8 月は除く）が発生します。バスの利用が無い場合は、費用は発生しません。3600 円/月

(5) 教材費実費徴収

最終的に個人の所有物となる教材等について実費徴収となります。また、徴収する場合、明細を提示します。

(6) 預かり保育料

認定区分により料金が違います以下の表を参照下さい。

① 平日の預かり保育日額表

認定区分/時間	7:30~8:00	8:00~16:00	16:00~17:00	17:00~18:00	18:00~19:00
1号認定	100円		100円	100円	100円
2・3号認定 8時間	100円		100円	100円	100円
2・3号認定 11時間	100円				

② 夏休み期間中などの預かり保育日額表

認定区分/時間	7:30~8:00	8:00~16:00	16:00~17:00	17:00~18:00	18:00~19:00
1号認定	100円	400円	100円	100円	100円
2・3号認定 8時間	100円		100円	100円	100円
2・3号認定 11時間	100円				

③ 半日保育の日の預かり保育日額表

認定区分/時間	7:30~8:00	12:00~16:00	16:00~17:00	17:00~18:00	18:00~19:00
1号認定	100円	200円	100円	100円	100円
2・3号認定 8時間	100円		100円	100円	100円
2・3号認定 11時間	100円				

④ 土曜保育の預かり保育日額表

認定区分/時間	7:30~8:00	8:00~16:00	16:00~17:00	17:00~18:00	18:00~19:00
1号認定	実施せず	400円	100円	100円	100円
2・3号認定 8時間	実施せず		100円	100円	100円
2・3号認定 11時間	実施せず				

-----3歳以上児で、預かり保育を利用する際の留意事項-----

- ① 16:00 時以降預かり保育を利用する園児については認定区分に関係無く、おやつ代を実費徴収致します
- ② 土曜日保育を利用する園児については認定区分に関わり無く、給食代を、また 16 時以降利用の場合もおやつ代を実費徴収致します。
- ③ 1 号認定の園児において、半日保育、または夏休みなどの預かり保育を利用し、給食を希望した場合、別途給食費を実費徴収致します。

(7) その他費用

制服代、遠足等の行事参加費、PTA 会費、特別教室の費用など

(8) 給食費補助について

低所得者世帯および「第3子」の扱いを受ける子どもについては在住市町村からの給食費の一部補助を受けることが出来ます

(9) 預かり保育補助について

1号認定の園児で、保育を必要とする要件を満たし、在住する市町村から2号認定相当（新2号認定）の認定を受けた園児については預かり保育の補助を受けることが出来ます。

9-3 諸費用の納入方法

園が指定する金融機関による口座振替もしくは現金にて納入いただきます。尚、現金納入の場合はトラブル防止のため、必ず保護者が職員室に持参して、お支払い下さい。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・ 園児が小学校に就学したとき
- ・ 保護者の就労状況等が変化した等の理由により、在住する市町村から当該園児における施設型給付支給認定が取り消されたとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、

医療機関の名称	森川医院
医 院 長 名	松井 孝道
所 在 地	中巨摩郡昭和町河東中島 1903
電 話 番 号	055-275-2070

(2) 歯科

医療機関の名称	スマイル歯科クリニック
医 院 長 名	五味 美也
所 在 地	中巨摩郡昭和町西条 5109
電 話 番 号	055-268-7550

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に急病・または不測の事故等の緊急事態が発生した場合には、園児生活調査票に記載された保護者の緊急連絡先に連絡すると共に場合によっては救急搬送を依頼します。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長 鮎川 剛、副園長 鮎川 栄 ・ご利用時間 9：00～16：00 ・電話番号 055-276-2500 F A X 055-276-3668 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	大田 節子	電話番号 090-4935-8003
		主任児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 非常災害時の対策

山梨県の条例に定められている月に1度避難訓練を実施します。また在園時間内において大規模地震等が発生したときは、別途定める「大規模地震災害発生時の基本対応」により園児を一時保護し、迎えに来た保護者に引き渡しを行います。

15 園児に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	<ul style="list-style-type: none"> ① 独) スポーツ振興センター災害給付 ② 全日本私立幼稚園連合会 JK 保険
保険の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 園管理下での災害における共済給付 ② 園賠償責任保険

16 当園におけるその他の留意事項

複数月にわたり保育料の滞納があり、納入の督促に応じず、保育料等の納入の意志がないと判断されたときは当該園児を退園処分とすることがあります。

